

議案第19号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(昇給の基準) 第5条 (略) 2~4 (略) 5 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 下に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定	(昇給の基準) 第5条 (略) 2~4 (略) 5 前項の規定により職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に

する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

7～10（略）
（扶養手当）

第10条（略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
（削る）

- (1)～(5)（略）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合にお

規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- （新設）
- （新設）

7～10（略）
（扶養手当）

第10条（略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2)～(6)（略）

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にお

ける扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

ける扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶

養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(通勤手当)

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項にお

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(通勤手当)

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次

いて「運賃等相当額」という。) _____

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____

_____, 第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当

項において「運賃等相当額」という。) ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 （1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当

該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）

を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し

該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 規則で定めるところにより算出した当該職員の算定基礎期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）を算定基礎期間の月数で除して得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合にあつては、その合計額）。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）

(2) (略)

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～7 （略）

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として12箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 （略）
（単身赴任手当）

第11条の5 （略）

2 （略）

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない

（新設）

5～6 （略）

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 （略）
（単身赴任手当）

第11条の5 （略）

2 （略）

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員に

事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年未年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

は、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年未年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第20条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

4～6 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第20条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員

2 (略)

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100

年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
以
外
の
職
員

1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		

年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
以
外
の
職
員

1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	_____
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	_____
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	_____
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	_____
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	_____
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	_____
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	_____
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	_____
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	_____	_____
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	_____	_____
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	_____	_____
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	_____	_____
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	_____	_____
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	_____	_____
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	_____	_____
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	_____	_____
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	_____	_____
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	_____	_____
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	_____	_____
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	_____	_____
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	_____	_____
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	_____	_____
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	_____	_____
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	_____	_____
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	_____	_____
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	_____	_____
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	_____	_____
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	_____	_____
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	_____	_____
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	_____	_____
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	_____	_____
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	_____	_____
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	_____	_____
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	_____	_____
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	_____	_____
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	_____	_____
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	_____	_____	_____

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	_____
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	_____
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	_____
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	_____
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	_____
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	_____
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	_____
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	_____
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	_____
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	_____
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	_____
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	_____
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	_____
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	_____
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	_____
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	_____
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	_____	_____
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	_____	_____
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	_____	_____
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	_____	_____
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	_____	_____
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	_____	_____
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	_____	_____
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	_____	_____
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	_____	_____
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	_____	_____
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	_____	_____
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	_____	_____
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	_____	_____

75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	_____
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	_____
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	_____
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	_____
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	_____
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	_____
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	_____
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	_____
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	_____
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	_____
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	_____
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>	_____	_____	_____
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>	_____	_____	_____
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>	_____	_____	_____
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>	_____	_____	_____
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>	_____	_____	_____
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>	_____	_____	_____
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>	_____	_____	_____
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>	_____	_____	_____
94		299,400	<u>348,800</u>	_____	_____	_____
95		299,700	<u>349,200</u>	_____	_____	_____
96		300,100	<u>349,500</u>	_____	_____	_____
97		300,300	<u>349,800</u>	_____	_____	_____
98		300,600	<u>350,200</u>	_____	_____	_____
99		301,000	<u>350,600</u>	_____	_____	_____
100		301,400	<u>351,000</u>	_____	_____	_____
101		301,600	<u>351,500</u>	_____	_____	_____
102		301,900	<u>351,900</u>	_____	_____	_____
103		302,200	<u>352,300</u>	_____	_____	_____
104		302,500	<u>352,700</u>	_____	_____	_____
105		302,700	<u>353,200</u>	_____	_____	_____
106		303,000	<u>353,600</u>	_____	_____	_____
107		303,300	<u>353,900</u>	_____	_____	_____
108		303,600	<u>354,200</u>	_____	_____	_____
109		303,800	<u>354,700</u>	_____	_____	_____
110		304,200	_____	_____	_____	_____
111		304,600	_____	_____	_____	_____

75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	_____
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	_____
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	_____
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	_____
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	_____
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	_____
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	_____
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	_____
94		299,400	<u>347,400</u>	_____	_____	_____
95		299,700	<u>347,800</u>	_____	_____	_____
96		300,100	<u>348,200</u>	_____	_____	_____
97		300,300	<u>348,400</u>	_____	_____	_____
98		300,600	<u>348,800</u>	_____	_____	_____
99		301,000	<u>349,200</u>	_____	_____	_____
100		301,400	<u>349,500</u>	_____	_____	_____
101		301,600	<u>349,800</u>	_____	_____	_____
102		301,900	<u>350,200</u>	_____	_____	_____
103		302,200	<u>350,600</u>	_____	_____	_____
104		302,500	<u>351,000</u>	_____	_____	_____
105		302,700	<u>351,500</u>	_____	_____	_____
106		303,000	<u>351,900</u>	_____	_____	_____
107		303,300	<u>352,300</u>	_____	_____	_____
108		303,600	<u>352,700</u>	_____	_____	_____
109		303,800	<u>353,200</u>	_____	_____	_____
110		304,200	<u>353,600</u>	_____	_____	_____
111		304,600	<u>353,900</u>	_____	_____	_____

112	304,900					112	304,900	<u>354,200</u>				
113	305,100					113	305,100	<u>354,700</u>				
114	305,300					114	305,300					
115	305,600					115	305,600					
116	306,000					116	306,000					
117	306,200					117	306,200					
118	306,400					118	306,400					
119	306,700					119	306,700					
120	307,000					120	307,000					
121	307,400					121	307,400					
122	307,600					122	307,600					
123	307,900					123	307,900					
124	308,200					124	308,200					
125	308,500					125	308,500					
(略)						(略)						

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（給与に関する特例）	（給与に関する特例）
第8条 （略）	第8条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
（削る）	4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の

____は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号。次項及び次条において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第10条まで及び第11条の3 _____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年条例第30号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

別表第2(第9条関係)

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	183,500円	230,000円	265,300円	298,800円

支給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号。次項及び次条において「給与条例」という。)第4条から第5条まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年条例第30号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

別表第2(第9条関係)

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	183,500円	230,000円	261,300円	287,300円

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>附 則 （大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 大田原市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項、第5項及び第7項から第9項まで及び第10条の規定並びに新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、<u>暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>8 （略）</p>	<p>附 則 （大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 大田原市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項、第5項及び第7項から第9項まで、<u>第10条、第11条並びに第11条の3</u>並びに新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第20条の2及び第20条の3の改正規定については、令和7年6月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において大田原市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めると

ころにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。

)第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは (5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」

とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円(行政職8級職員を除く。)とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

6 改正後の給与条例第11条の4第4項及び第11条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(期末手当に関する経過措置)

7 附則第1項ただし書に規定する施行の日前にした行為に対し禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、改正後の給与条例第20条の2並びに第20条の3第1項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

9 大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第23条	第5条第3項から第9項まで及び第10条	第10条、 <u>第11条の3</u> 及び <u>第11条の5</u>
	(略)	

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第23条	第5条第3項から第9項まで、 <u>第10条、第11条及び第11条の3</u>	第10条、 <u>第11条及び第11条の3</u>
	(略)	

附則別表

号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1

20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		

64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					